

# 先行トライアルを踏まえた今後の進め方について

---

## 1. トライアルの結果分析

- タクシー以外の交通事業者(バス・鉄道事業者)による日本版ライドシェアの実施については、運行管理のノウハウがあること等から事故や苦情等は発生しておらず、許可要件を緩和したことによる問題はなかった。
- 各社、一定程度の運行実績があったことから、各地域の移動の足不足に寄与した。
- 車両のダウンサイジングや2種免許ドライバーの有効活用等、バス事業の効率化にも繋がることがわかり、地域の路線バスの維持にも寄与する可能性がある。
- トライアル実施地域において、トライアル実施前後でタクシーの実車率に有意な変化は見られず、供給過剰等のタクシー事業への影響はなかった。ただし、これは、トライアルの実施規模が小さかったことも考慮する必要があると考えられる。



## 2. 結果分析を踏まえた本格制度化に向けた方向性

- ① バス事業者による日本版ライドシェアの実施のみを目的としたタクシー事業の許可取得に係る要件については、トライアル時に発出した特例通達を踏襲することとする。  
<主な内容>
  - ・バス事業で活用している営業所や休憩施設の共有を可能とする。
  - ・バス事業における管理運営体制を活用することを可能とする。
  - ・タクシー車両の配置を不要とする。
- ② パートナーシップ型により日本版ライドシェアに参画する場合の留意点等をまとめたガイドラインを策定することとする。
- ③ 本制度を活用したバス事業者による日本版ライドシェアの実施状況について、継続的にモニタリングすることとする。